

社会福祉法人優愛会
役員及び評議員の交通費等の旅費等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人優愛会の役員及び評議員の交通費等の旅費等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事を言う。

(理事会及び評議員会の出席)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により交通費及び日当等を支払うことができる。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により交通費及び日当等を支払うことができる。

また、理事及び監事が評議員会に出席したときは、同様に支払うことができる。

(理事・監事及び評議員の旅費等)

第4条 理事長が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、その業務にあたった場合は、別表2により交通費及び宿泊費を支払うことができる。

2 理事が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により交通費及び宿泊費を支払うことができる。

3 監事が法人及び施設の指導監査への立会い及び運營業況を指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により交通費及び日当等を支払うことができる。

4 評議員が評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために、業務にあたった場合は、別表2により交通費及び宿泊費を支払うことができる。

5 旅費は、実費を支給する。

6 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

7 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

8 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(改正)

第5条 本規程を改正する必要がある場合には、理事会の承認を経て評議員会の議決を経なければならない。

附 則

1 この規程は、公布の日から施行する。

役員及び評議員の交通費等の旅費等に関する規程

別表 1

名 称	交 通 費	日 当
評議員会出席	3,000円	7,000円
理事会出席	3,000円	7,000円
監事指導監査等	3,000円	7,000円

別表 2

交 通 費	宿 泊 費
実 費	実 費